

東広島市地域包括支援センター運營業務 事業者選定評価基準

1 評価項目（150点満点）

区分	評価項目	評価のポイント	配点	様式
1 運営の基本 方針 【40点】	① 法人の理念、 運営方針等	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターを運営するにふさわしい理念、運営方針等であるか。 職員の処遇改善に努めているか。 	5	第5号 第6号
	② 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> 応募圏域への思い、センター運営にかける意欲が十分にあるか。 業務の目的を理解した理由となっているか。 	5	
	③ センター運 営における 方針	<ul style="list-style-type: none"> 「地域共生社会」の考え方を理解し、応募圏域内における地域課題を踏まえた方針を持っているか。 地域包括ケアの中核機関として、法人の得意分野等を生かした方針となっているか。 	10	
	④ 公正・中立性 の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公正・中立性の確保について正しく理解できているか。 公正・中立性を確保するために、どのようにセンターの運営をするかが具体的に示されているか。 	5	
		<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターがケアプランを作成する際の公正・中立性の確保についての考え方が示されているか。 	5	
	⑤ 地域の福祉 関係者等と の連携に対 する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 地域の様々な主体（民生委員、住民自治協議会、社会福祉協議会等）との連携が果たす役割を理解されているか。 応募圏域において、具体的にどのような連携を図っていくのか、具体的な提案がされているか。 	5	
⑥ 専門機関と の連携に対 する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関（医療機関・社会福祉施設等）との連携が果たす役割を理解されているか。 応募圏域においてどのような連携を図っていくのか、具体的な提案がされているか。 	5		
2 包括的支援 事業等の実 施 【40点】	① 総合相談支 援業務	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握についての取組が具体的に提案されているか。 総合相談業務について正しく理解されているか。 	5	第7号
	② 権利擁護業 務	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待について正しく理解し、その対応及び体制が具体的に示されているか。 成年後見制度について正しく理解し、具体的な取組が提案されているか。 困難事例への対応及び体制が具体的に示されているか。 	5	
	③ 包括的・継続 的ケアマネ ジメント支 援業務	<ul style="list-style-type: none"> 地域における連携・協働の体制づくりをどのように行うか具体的に示されているか。 地域の介護支援専門員に対する支援ができるような体制がとれているか。 	5	
	④ 介護予防ケ アマネジメ ント(第1号 介護予防支 援事業)	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントの目的について正しく理解し、ケアマネジメントを行うことができるか。 介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託する際の考え方について示されているか。 高齢者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うために、どのような取組を行うのか示されているか。 	5	
	⑤ 地域ケア会 議	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の目的と機能について正しく理解されているか。 目的に沿って、具体的な計画や提案が示されているか。 地域課題をどのように把握していくか示されているか。 	5	

	⑥ 在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携についての考えや連携推進のための取組が示されているか。 人生会議（ACP）の普及啓発に取組む体制があるか。 在宅看取りを希望された場合、どのように対応するか示されているか。 	5	
	⑦ 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策に関する国等の動向の把握や認知症本人やその家族への支援についての考え方は適切か。 認知症施策の推進のための取組が具体的に提案されているか。 認知症地域支援推進員の役割について正しく理解しているか。 	5	
	⑧ 一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防の必要性に対する認識は適正か。また、地域の状況に応じた具体的な取組が提案されているか。 	5	
3 管理体制 【20点】	① 個人情報の保護・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取り扱いに関するマニュアル等を策定しているか。 適切かつ安全に管理できる体制（研修実施ほか）か。 	5	第8号
	② 事故、緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故、緊急時の対応及び体制について具体的に定められているか。 休日、夜間等の緊急時に連絡の取れる体制が確保されているか。 災害時等の緊急時に適切な対応ができるか。 	5	
	③ 苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応・処理の体制について、マニュアル等で手順等が整っているか。 	5	
	④ ハラスメント防止の方針	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルや職員研修が具体的に示されており、適切な対策ができるか。 	5	
4 人材の確保・育成 【20点】	① 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上のための研修計画等が具体的に示されているか。 地域包括支援センターにおけるチームアプローチに関する理解と取組方針は適切か。 市や職能団体が主催する研修会への職員の参加について、法人としての支援方針が示されているか。 	10	第9号
	② 人材確保	<ul style="list-style-type: none"> センターを運営し、事業を安定的に実施するために十分な職員配置となっているか。 本市において指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務を行った経験がある者を適切に配置できるか。 	10	第10号
5 組織の安定性 【20点】	① 委託業務を円滑かつ確実に履行できる組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 法人として、地域包括支援センターの活動のバックアップなどに組織的に関与し、委託業務を実施する方針が具体的に示されているか。 	10	第11号
	② 欠員時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 退職等で職員が欠けた場合に、速やかな配置換えや職員採用等が可能な組織体制であるか。 	10	第12号

6 事務所等 【10点】	① 事務所の設置方法	・地域包括支援センターの事務所が市民にとってわかりやすく、公共交通機関の乗降場所に近い等、行きやすい場所に設置されているか。	5	第13号
	② 事務室及び相談室(スペース)	・高齢者や障がい者に配慮された、相談しやすい事務所となっているか。 ・設備(空調ほか)、執務スペース等、快適に業務を遂行できる事務所となっているか。 ・プライバシーに配慮した相談室(スペース)となっているか。	5	
合計			150	

2 加点項目(最大10点)

評価項目	評価のポイント	配点	様式
地域包括支援センターの運営実績の有無	・東広島市地域包括支援センターの運営実績があるか。	5	第2号
地域包括支援センターの運営実績の優劣	・東広島市地域包括支援センターの運営実績がある場合、優れた運営実績であったか。	5	

3 受託候補者の特定方法

- (1) 選定委員は、上記「1 評価項目」について、配点の範囲で採点する。(1点刻み)
- (2) 出席した選定委員の合計得点の平均値(小数点以下第2位を四捨五入する。)に、「2 加点項目」の点数を加え、提案者の得点とする。
- (3) 地域包括支援センターの圏域ごとに、最高得点を獲得した企画提案者を受託候補者として特定する。なお、得点が「1 評価項目」の満点(150点)の6割(90点)に満たない場合は受託候補者としない。